

静岡市開発許可等に関する手引き（立地基準）の改正について

次のとおり開発許可等に関する手引き（立地基準）の改正に係る市民意見提出手続き（パブリックコメント）を行い、皆様からのご意見を募集します。

この改正は、市街化調整区域における開発許可の審査基準を理解しやすくするために改正するものです。

1 改正する概要

- (1) 市街化を抑制すべき「市街化調整区域」における「1. 既存集落内の自己用専用住宅（分家住宅）」の基準については、許可要件への適合性を判断するための審査基準をわかりやすくするために、審査項目を並び替え、併せて、その項目内容の記述についても見直しを行う。
- (2) 「1. 既存集落内の自己用専用住宅（分家住宅）」の基準の審査項目の一つに含まれていた「線引き後取得地の特例」については、当該審査基準から審査項目ごと切り離し、別に「2. 大規模既存集落内の自己用専用住宅（分家住宅）」の審査基準を設ける。

2 改正点

この改正の要旨は別紙 2、詳細は以下のとおりとする。

- (1) 都市計画法第 34 条第 14 号（開発審査会付議基準）
「1. 既存集落内の自己用専用住宅（分家住宅）の基準」について、別紙 3 のとおりとする。
- (2) 都市計画法第 34 条第 14 号（開発審査会付議基準）
「2. 大規模既存集落内の自己用専用住宅（分家住宅）の基準」について、別紙 4 のとおりとする。
- (3) 都市計画法第 34 条第 14 号（開発審査会付議基準）
「大規模既存集落内の自己用専用住宅（分家住宅）の基準」が改正されることに伴い、付議基準一覧表を別紙 5 のとおり変更する。

3 施行期日（予定）

平成 28 年 4 月 1 日